日本国際政治学会『国際政治』独立論文投稿原稿審査要領

一　独立論文小委員会

独立論文投稿原稿の審査を公正かつ迅速に行うため、編集委員会の中に独立論文小委員会を設置する。独立論文小委員会は、編集委員会主任、副主任二名の三名で構成される。

二　投稿論文の受理

独立論文担当副主任は、執筆要項の規定に従って投稿された論文原稿が以下の要件を満たしていることを確認し、受理する。

(1)　会員資格の確認。最新の会員名簿に基づき、投稿者が会員か否かの確認をする。投稿者名が名簿に記載されていない場合、一橋大学事務所に確認する。

(2)　内容の確認。投稿論文の内容が『国際政治』にふさわしいか、例えば「書評論文」「書評」「エッセイ」といったものにあたらないか、について確認する。

(3)　形式の確認。投稿論文の長さ、英文サマリーの添付等の形式的な体裁が執筆要領に適合しているかについて確認する。

三　レフェリーの選定

独立論文担当副主任は、受理された投稿原稿を主任および他の副主任に送付し、独立論文小委員会でレフェリー二名の選定を行う。レフェリーの選定にあたっては、原則として以下の基準に従う。

(1)　当該分野あるいはその近接分野を専門とすること。

(2)　会員であること。

(3)　投稿者の指導教員ではないこと。

(4)　投稿者と所属を異にすること。

(5)　頻繁にレフェリーを務めていないこと。

四　レフェリーへの就任依頼と審査依頼

独立論文担当副主任は、独立論文小委員会が選定したレフェリーに就任を依頼し、応諾の場合に投稿原稿を送付する。レフェリーには、原則として審査期間一ヶ月で依頼し、一ヶ月を過ぎても審査結果が送られてこない場合には、催促する。投稿者とレフェリーの間、レフェリー間は相互に匿名性を厳守し、審査の全容は、独立論文小委員会のみが把握する。

五　レフェリーによる判定

投稿原稿の判定は、具体的な判定理由および修正条件を示して、左記の四段階で行うようにレフェリーに求める。

（A）本投稿原稿は、「判定理由および修正条件」（下記もしくは別紙に修正すべき箇所を記してください）に示したように、無修正あるいは若干の形式的な修正を加えることで、掲載して良い。

（B）本投稿原稿は、「判定理由および修正条件」（下記もしくは別紙に修正すべき問題点、箇所等を、具体的に示して下さい）で示された点について修正を行った上で再提出することが必要である。ただし、上記の点が修正されていると独立論文小委員会が判断する場合には、掲載可であると判定する。

（C）本投稿原稿は、「判定理由および修正条件」（下記もしくは別紙に修正すべき問題点、箇所等を、具体的に示して下さい）に示したように、大幅な修正が必要である。再提出された原稿の掲載の可否は再投稿原稿を改めて審査して判定する。

（D）本投稿原稿は、「判定理由および修正条件」（下記もしくは別紙に理由を示して下さい）に示した理由により掲載不可とする。

六　最終判定

投稿原稿に対する最終判定は、レフェリー二名の判定結果に基づき、独立論文小委員会が別途定める判定基準により下すものとする。レフェリー二名の判定が大きく食い違った場合には、独立論文小委員会は第三のレフェリーに審査を依頼して、その判定結果も参考にすることができる。編集委員会による投稿原稿の採否の最終決定は、独立論文小委員会の最終判定をもってあてる。

七　投稿者への通知

投稿者には、右記五に掲げた四段階の判定基準を示した上で、判定の結果がそのうちのどれにあたるかを通知する。必要に応じて、レフェリーの意見や条件を参考にしつつ、独立論文小委員会としてのコメントを送付する。

八　再投稿と再投稿原稿の判定

独立論文小委員会は、投稿者に対して原稿の再投稿を求めることができる。再投稿は原則として一回に限り認めることとする。原稿が再投稿された場合の扱いは左記のように分かれる。

⑴　最終判定Bの場合、再投稿原稿が修正条件を満たしているかどうかを独立論文小委員

会において判定する。この際、独立論文小委員会は、以前に審査を行ったレフェリーに再度審査を依頼し、「掲載可（A）」または「掲載不可（D）」の判断を求め、その結果を参考にすることができる。

⑵　最終判定Cの場合、再投稿原稿は、以前に審査を行ったレフェリーに再度審査を依頼し、「掲載可（A）」または「掲載不可（D）」の判断を求める。最終判定は、右記六に従う。

九　掲載の手続きおよび印刷会社への入稿

「掲載可（A）」の最終判定を受けた原稿は、必要に応じて形式的な修正を投稿者に求めて、独立論文の完成原稿とみなす。掲載順序は、原則として、「掲載可（A）」の判定が出た原稿が受理された順序とする。掲載号は、編集委員会において決定する。掲載号の編集時期に合わせて、独立論文担当副主任は完成原稿（図表、英文サマリーを含む）を印刷会社に入稿する。

一〇　同一執筆者による投稿原稿の扱い

『国際政治』に、過去二年以内に掲載されたか、掲載が予定されている論文の執筆者と同一人物による投稿原稿が「掲載可（A）」の最終判定を受けた場合、「同一執筆者の原稿が『国際政治』に掲載されるのは、二年間に一回限り（学生会員のみ一年間に一回限り）とする。」との規定に従い、編集委員会が掲載号を決める。この規定の趣旨を踏まえ、過去一年以内に刊行された『国際政治』に論文が掲載されたか、特集論文の投稿がすでに予定されている者の投稿原稿は受理しない。また、「掲載不可（D）」の最終判定を受けた投稿者が実質的に同一の内容と判断できる論文原稿を再投稿してきた場合、「一事不再議」として、その投稿原稿は受理しない。

以上

（二〇〇三年二月一八日編集委員会制定）
（二〇〇四年五月二二日編集委員会改定）
（二〇一七年九月一七日理事会改定）
（二〇二〇年三月二二日理事会改定）
（二〇二五年六月七日理事会改定）